

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）の一部を変更する告示案
- ・ 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令 67 号）の一部を改正する訓令案
- ・ 基幹放送用周波数使用計画第 1 の 5（4）ただし書に規定する真に必要なときについて（通達）（案）
- ・ AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針の改定案
- ・ 地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインの改定案

2 意見募集の趣旨・目的・背景

民間ラジオ放送事業者による AM 放送の中継局の休止及び廃止に際し、聴取者保護等の観点から必要となる規定の整備を行うほか、併せて周波数有効利用の観点から FM 同期放送局の利用を促進するため、基幹放送用周波数使用計画の一部変更等を行うこととしましたので、変更案等に対して意見を募集を行います。

3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するほか、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。また、総務省情報流通行政局放送技術課及び放送業務課（総務省 11 階）において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）によ

り提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： iken-onseiha_atmark_soumu.go.jp

総務省情報流通行政局放送技術課及び放送業務課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角文字に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局放送業務課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

5 意見提出期間

令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 8 月 17 日（月）まで（必着）

※郵送による提出の場合、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

- ・ 提出意見については、総務省において取りまとめ、その全部又は一部について公表を行う予定です。意見の内容の全部又は一部について非開示を希望される場合には、その旨及び非開示項目を明確に記載してください。
- ・ ご記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局

放送技術課・放送業務課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

告示案 ガイドラ イン案	ページ番号	該当箇所	ご意見
基幹放送 用周波数 使用計画	○ページ	第 1 5	

※赤字は記載例